慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	札差に就きて（其一）
Sub Title	
Author	幸田, 成友
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1915
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.9, No.8 (1915. 8) ,p.904(72)- 917(85)
JaLC DOI	10.14991/001.19150801-0072
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19150801-0072

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

札差に就きて（其一）

幸田成友

今淺草橋から雷門に行く電車にのると、途中に藏前（クラマヘ）といふ停留場がある、もとは御字をつけて、御藏前といつた、幕府の米藏だから、尊稱して御藏といひ、其前の地だから御藏前と稱へたのである、御藏は合計五十一棟二百五十八戸前で、一番堀から八番堀に沿うて建てられた、大川筋を通ると、名高い首尾松（シヅヒノマツ）があるが、其前後に並行して堀られた堀を、北から順次に一番堀二番堀と數へたのです、

御藏前に札差（フダサシ）といふ一種の營業者が、彼是百軒内外もあつて、其店を藏宿（クラヤド）、略して宿ともいふ、彼等の住居地を町名で擧ぐれば、茅町二丁目、平右衞門町、旅籠町一丁目、二丁目、瓦町、天王町、猿屋町、片町、森田町、黑船町、新旅籠町、福富町、諏訪町の十三町となる、其職業は何かといふに、幕府の旗本御家人の代理として切米、扶持米、役料等を請取り、之を賣却して代金を納め、或は之を引當として金銀を貸付け、利子を取るのであつた、

旗本御家人を其俸錄の受取方からいへば、地方取（カタドリ）と藏米取との二に分れる、地方取とは知行を有する者で、知行所の全收穫の一部、大抵は四分を得る、之を四ツ物成といふ、知行千石といつても、實際の收入は四百石である、藏米取の方は武鑑を見ても大抵何百俵何人扶持とある、知行取に比べては、身分は劣るけれども、其數に於ては夥しく多人數である、それから右の切米、扶持米、役料の外に御賄方御入用、平たくいへば將軍家臺所の入用、其外清水家御合力米、御代官扶持、御作事扶持などいふ分も御藏から渡る、是等一切を合計すると、半分を金渡として、御藏から出る米が一年平均四十一萬九百二十三石餘とある、

金渡といふ事を一言説明する、藏米取の旗本御家人と雖も、其全部を藏米で請取るのでは無い、藏米は春夏冬の三季に、春夏は四分一宛、冬は二分一を請取るのですが、其都度城内中ノ口（ナカノクチ）に張紙（ハリガミ）が出て、三分一金渡三分二米渡とか、三分二金渡三分一米渡とか、米金半々渡とかいふ風に、米と金とで渡す割合を示し、且つ米百俵を何十何

兩と替へるといふ米金換算率が出る、之を張紙直段（ハリガミネダン）といつて、之によつて御藏から米金を請取るのです、假に百二十俵の人で、三分一米渡張紙直段三十五兩の場合に春借米―春夏に請取る分を借米、冬に請取る分を切米と區別してある―を請取るとせば、春借米總計三十俵の内十俵は米、殘二十俵は百俵三十五兩の相場、即ち十四兩を金で請取ることゝなる、前記の一年平均藏米渡高は、三季を平均し、米金折半渡としての勘定です、

徳川時代の大阪は海内諸侯の財政を掌つたと申して宜しい、各藩から特有の產物例へば阿波の藍玉讃岐の砂糖など、皆其藩藏屋敷（クラヤシキ）の手を經て、大阪で賣捌かれた、是等を總稱して藏物（クラモノ）といふが、藏物の中では何といつても米が第一であつて、各藩皆十石宛の米切手を作つて之を賣つた、一年の藏米の登高は大略三百萬俵乃至三百五十萬俵といふ大數で、此賣上代銀を預り、必要に應じて支出するのが掛屋であるが、藏物を賣捌いてから、其代銀を使ふといふ程、餘裕のある大名は少い、賣らぬ先から掛屋で借金する、掛屋は主として大資本の兩替屋が勤めてゐたが、掛屋の外にも御用達とか立入（タテイリ）とかいふ名の下に、大名貸をする富商がゐて、大名は彼等の力で財政の遣繰をしたのである、掛屋の大名に於けると、札差の藏前取に於けるとは、全然關係を一にしてゐる、札差の取扱ふ米高は、藏屋敷で賣出す米高の四分一内外に過ぎずとも、掛屋が經濟上に於て大名の死命を制した如く、札差も亦小給併も多人數の旗本御家人の死命を制し得たのである、幕府時代の經濟史の研究には、優に一項目とするに足りるものである、たゞ兩者の相違は、掛屋には仲間組合といふものが無く、札差は立派な官許の仲間を成して居た、從つて掛屋に關しては個々に研究せねばならぬ難儀が、札差の分は左樣で無い、それにも拘らず、明治二十三年の江戸會誌第二冊三、四、六及八に横井時冬氏の札差考が載つてゐる外、他に發表せれた論文を見ぬは遺憾である、

札差仲間の許可せられたは享保九年七月二十一日で、江戸町奉行大岡越前守忠相より同僚諏訪美濃守頼篤列席の上にて、許可の申渡があつた、申渡の大意は、札差仲間を百九人に限り、之を片町組、天王町組、森田町組に分け、毎組に行司五人、都合十五人にて月代に行司を勤め、諸事を取締るべし、若し仲間中に私曲を行ふ者あらば、御藏出入を停止し、拂米直段を不足に渡したる時は、之を償はしむべし、武家

方に不屈あらば、曲事に申付くべきは勿論の事、又武家方に對する貸金利足は、年一割半より高直にすべからず、其以下にて相對するは勝手次第なりとある、當時片町組三十一人、森田町組四十七人、天王町組三十一人で、其屋號名前まで分つてゐます、

之で見ると札差仲間が官許を得たは享保九年ですが、札差業は本年以前にあつたことが分る、或は慶安頃からあつて、各所に散在してゐたとも申傳へます、又直差（ヂキサシ）といふ詞がある、之は札差に頼まず、旗本御家人自身出張して藏米を受取る意味です、本來は藏米取全部が直差であつたのが、札差に代理を頼んで、請取方及賣拂方を依頼した、之は便利であるといふので、代理を依頼する者が多くなり、札差業が立派に成立つやうになつたと思はれる、札差からは此依頼者を札旦那といふ、札差の札、札旦那の札といふ字は、藏米の請取證文を指すので、右證文は本人の名印で、頭支配の裏書を經、更に札差の手を經て、書替（カキカヘ）奉行の奥印を貰ゐ、それから御藏奉行に差出して渡方となる、書替奉行はいはゞ檢査役で、御藏奉行は出納役と申して宜しい、さて利足の條に一年一割半以上の高利で貸付くべからずとある、之を二十兩一分又は七分五厘利ともいふ、二十兩一分といふは一ヶ月の割合、又七分五厘利といふは金一兩を銀六十目として一ヶ月七分五厘の利、つまり年一割五分といふ事を、色々に言ひかへた迄です、然らば享保以前の利率は何樣かと見るに、年二割に貸したらしい、年二割を俄に一割五分に減らされては、貸方に取つては突飛の利下故、至極難澁である、そこで札差仲間から月一分半即ち年一割八分を最高の利率として欲しい、仰渡の通の利子では、手前共の金元の内に、自今出資を斷り來る分がある、之では仲間一同のみならず、武家方の御難澁となる、武家方の内では、利足は如何程でも構はぬと仰せらるゝ方々さへある故、何分利息の儀は月一分半まで御許し下さいとの歎願書を差出した、此歎願書は大岡越前守諏訪美濃守兩名連署の添書と共に、老中水野和泉守忠之の手許に執達せられ、評定の結果、既に一割半と申渡したる上は、今更之を改むるは幕府の威嚴に拘る、さりとて歎願の趣も捨て難きにより、制規の利子は一割半と定め、其上少々の儀は、借方と相對次第にせよといふ申渡で、つまり一割五分以上の利子を取ることを默認せられた、

札差が札差料即ち藏米請取方の手數料として得る所は、百俵につき金一分、又賣

側（クバ）と稱へ、拂米手數料として得る所は百俵につき金二分である、同じ一俵の中にも正味は色々あるが、百俵三十五石と極まつてゐるのです、札差料賣側兩方合せて百俵につき僅に三分であるが、併し札旦那に對する貸金の利子は大したものである、札差共が藏前風といふ詞の殘る程、一種豪華の生活を營んだは、全く貸金の利子によるので、之と反比例に、藏米取の困窮は、借金の利子に追はれるからで、第一回の借金が返濟し切らぬ内に、第二回の借金をせねばならぬ樣になり、浮む瀨が無くなる、されば藏宿から用達てる貸金の利率については、有爲の施政者は必ず何か新法を立てた、捨てゝ置けば小給の旗本御家人が潰れるからである、大岡忠相の名奉行として嘖々の稱あるは、今日の兒童走卒すら口にする位だ、彼が山田奉行をして居る時、紀州家の百姓と山田奉行支配の百姓との出入を裁斷して、紀州家を非としたことは名高い話で、八代將軍吉宗が紀州家から出て、將軍職を襲ぐと、忠相を江戸町奉行に拔擢した、札差仲間の取締及利率の制定が、八代吉宗の時、先づ忠相の手によつて行はれたは、決して偶然で無い、

前文利率引上の歎願書中に、金元が手前共に對して出資を拒むといふ箇條がある、札差が札旦那から金談を受けた時に、手許に金が無い、そこで札差が右の借用證文に奥印を加へ、請人の位置に立つて、金主から金を引出す風習であつた、所が今度俄に利子を引下げられた爲、金主が金を出してくれぬといふ意味です、實際金主があつて出資した場合もありませうが、之が札差の手段で、眞實手許に金が有りながら、無いと稱して架空の人物を金主とする、自分の金を其金主の名で貸し、利子は少々御高う御座いますがといふ、騎虎の勢如何とも爲難い、さうして自分が奥印をしたといふのを恩にかけて禮金を取る、催促の段になつても、先方が喧しいから、返金が出來ずは證文を書替へませうといつて、又書替の禮金を取ることが出來る、其際月踊（ツキヲドリ）と稱へて、同じ月の利子を二重に取る者すらある、斯樣な貸金を奥印金といつて、借主は酷く痛められたものです、

奥印金の弊を戒めたのは寛保三年正月の申渡が最初で、其後幾度と無く出て居る、尙右申渡書の中に、御藏米の入札を一般商人に許した場合に、札差仲間から妨害して、入札を行らせない、切米扶持米を庭拂（ニハバライ）――御藏より請取り、其場で直に賣ること――にする時、下直に買取りながら、代官所預所から、御藏に納むべき米が不足し

て、買足さねばならぬ場合に、其米を高直に賣渡す、札旦那より金談ありたる場合に、金が無いから米を貸しませうといひ、其米を高直に見積つて證文に書く、札旦那の方で借請けた米を賣る時は安い、返す時には損が重なる、不屆千萬であると叱付けて居ますが、是等が札差仲間の當時の流弊でありましたらう、尤も右文中に「拾五兩壹分之定にても至極高利に相當」といふ句がある、十五兩一分では一ヶ月一匁利年二割です、享保に制規の利子は一割五分となつたのに、何時之を改めたか、或は制規の利子は其儘として、實際上貸借兩者の勝手によつて、二割まで引上げられたか、何分不明です、但し寛保三年を去る僅に五年即ち延享四年には七分五厘利、二十兩一分となり、享保の古に復し、札差仲間全員九十九人を十組、即ち九組は十人宛、殘一組は九人とし、組毎に定行司を置きましたが、其翌々年寛延二年には、助成料として一分五厘を取るを許し、都合九分利、年一割八分としたそれから定行司の制も施行僅に七年にして廢止となり、舊の通三町組となつた、

藏米取が直差をするのは本來であると、前に申したが、後には直差といふ意味が變じて、藏米取の側に於ける不正手段となつた、藏宿に對して借金をする時は、三季切米で差引勘定して呉れよと認めた證文を渡す、然るに札旦那中にも隨分惡辣な輩がゐて、一方には藏宿に右の證文を渡しながら、一方には頭支配に向つて、今季の切米は直差を致しますと斷る、尤も之は本人が爲るのでは無く、世話人がゐて萬事を取計ひ、若干の謝禮を取るのだ、頭支配の手許では本人が藏宿に對し、何程の借金があるか勿論分らぬ、若し本人が甘々直差をして仕舞へば、藏宿から縱令訴出でゝも、普通の貸借同樣、金高に應じて何十日間に返濟せよといふ樣な判決となる、仲々片が附かぬ、本人が直差をする前に、早く本人を捕へて、切米請取證文を此方へ取らねばならぬ、明和三年に札差仲間から直差差止の願を出し三年目に漸く落著となり、一時世話人の弊が無くなつたが、間も無く藏宿師（クラヤドシ）といふ名稱をつけられた藏宿泣せを業とする者が出來た、之は札旦那が藏宿に向つて不法な談判を持込まうとする時に頼まれる男です、札旦那が藏宿に向つて金談を試むる時は、自身で行くか、或は委任狀を持たせて、親類又は家來を遣すべきであるが、何れ不法の談判、例へばもつと金を貸せとか、借金を年賦にしろとかいふやうな談判故、そんな難しい談判を引請け、成功したら分外の謝金を得やうといふ者に頼む、之にはよく浪人も頼ま

れる、固より無理な談判故、一應や再應で、藏宿が承諾する氣遣は無い、其內言葉が荒くなる、己武士に向つて慮外なと言つて、長い刀を引拔いて振廻す、不承不承に藏宿で承知をするといふ例が幾等もあつた、中には實際手代に疵を付けた、之は或御家人のした事ですが、疵をつけたまゝで本人が逃歸つた、其裁判の結果は何樣かといふに、武士たる者が相手を斬り、止を刺さずして歸つたは、武士にあるまじき擧動といふことで、當人は扶持を召上げられ、又手代は武士に對し、無禮な言を放つた段、不屆千萬といふので科料になつた、

然し札旦那ばかりを責むる譯にも行かぬ、札差仲間の中でも、奥印金口入金等の名目で、高利高禮を貪る者が絶へぬ、安永六年の九月から十二月にかけて、仲間一統の取調が始り、主人は勿論後見人支配人に至るまで、罪を獲た者が甚だ多かつた、病氣と稱して町奉行所に出頭せず、而も當日內々にて他行した、愈々不都合だといふ風に、二罪俱發で、多分の罰金を課せられた者もある、之が爲仲間一統萎縮し、廢業者さへ出來て、定員百九人の所が九十七軒となり、而も其一軒は休業といふ始末である、そこで翌七年七月に町奉行所から惣札差を集め、(一)三町組を各、六組に分け、一組を五人宛、一町を三十人宛とし、從來の通行司を立て、殘六人は一町二人宛仲間取締組役とし、萬一定法を背く者あらば、右組役にて調査すること、(二)用立金は壹兩につき九分利の外高利を貪るべからず、他の金子を自分用に借入るゝは格別、他の金子を口入して武家方に用立つるは無用たり、若し所持金不足の節は、仲間中にて互に金子を用立つること、(三)札差共家業を支配人手代等に一任せず、諸役所向勤方は屹度自身相勤むべく、若し武家方より不法の儀を申掛くる輩あらば、早速訴出づること等を命じ、其外諸事先般差出したる條目帳により、後年に至るまで堅く相背くべからずと申渡した、之を申渡したは町奉行牧野大隅守成賢、立會は同僚曲淵甲斐守景漸であつた、

札差仲間にとつても前年十二月の處刑は大分痛かつたと見ゐ、是歲正月に條目帳と題する精細なる仲間規約を作り、町奉行所に提出して、遵守の旨を誓つた、條目帳は無慮數十條ある故、一々之を掲ぐることは出來ぬが、其內各自店頭に張出し置くべしと定めた、六ヶ條の定書がある、之は仲々喧しいもので、每年正月に行司が張替に廻り、正四九月の三度に巡廻して檢査する、剝れたとて自分勝手に貼ることは

出來ず、行司や組役へ屆出でゝから貼直す程のものでした、文句は左の通、

定

一　札差仲間奥印金請合金の外、他所の金子奥印並諸請合印形等、似寄候儀にても、一切不仕候事、

一　御用立金利足一ヶ月金壹兩に付銀九分宛、御用立米代金利足一ヶ月金壹兩に付銀七分五厘宛、御扶持方御壹人扶持に付一ヶ月利米五合宛之外、高利並月踊の利足請取不申候事、

一　御用立金にて禮金並御溜代ヶ間敷儀、一切請取不申候事、

一　御屋鋪樣方年々三季御切米御勘定目錄、隨分入念認差上候儀に御座候得共、御屋敷樣にても御銘々樣猶又得と御改、御請取可被成下候、其上にも若相違の儀御座候は、其次御借米御切米張紙出候前迄に可被仰下候、其節早速御勘定目錄仕直、差上可申候、年月相立被仰下候ては混雜仕、認直差上候儀難仕候に付、此段兼而御斷申上置候事、

一　御屋敷樣方より米金其外御對談向の儀に付、御當人樣御掛合難被遊節は御親類樣並御家來衆樣を以、被仰下候節は、御對談可申上候、其外の御方樣、次に諸浪人並町人を以、被仰下候節は、及御對談に不申候、爲念此段兼て御斷申上置候事、

一　他所より若金子御預ヶ被成候節は、何屋誰方にては此　印形を以、金子預り證文差出可申候、尤大帳の初に右印形致置候間、御引合可被下候、爲念此段申上置候事、

右の趣は去酉十二月嚴敷被仰渡候間、堅相守可申候、若相背候者有之候は、其月の行事え御屆可被成候

月　日

三町月行事